

2023年9月1日付約款集

## 主な変更点

新	旧
<p><b>第8章 外国証券取引口座約款</b></p> <p>第4条（遵守すべき事項）</p> <p>2 お客様は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第58条、投信法施行令第30条及び投信法施行規則第94条の2、並びに投信法第220条、投信法施行令第128条及び投信法施行規則第259条の2に基づき、投信法第58条又は第220条に規定される内閣総理大臣への届出が行われていない外国金融商品市場に上場されている外国投資信託受益証券又は外国投資証券（以下「本件有価証券」という。）についての買付けの委託注文（投信法施行規則第94条又は第259条に規定される本件有価証券につき外国金融商品市場において買付けを行う場合を除く。）を行う際には、外国金融商品市場において売付けをし、又は買付注文を委託した第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には、本件有価証券の売却を行わないことに合意いただくものとします。</p>	<p><b>第8章 外国証券取引口座約款</b></p> <p>第4条（遵守すべき事項）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
(削除)	<p><u>マネーロンダリング防止に係る顧客情報管理のための情報共有について</u></p> <p>米国における法令等に基づき、現在、J.P. モルガンではグループを挙げてマネーロンダリング防止策（以下、「AML」といいます。）を一段と強化しており、グループ全体としてのAMLに係る顧客情報の管理のため、お客様の取引情報を含む顧客情報をグループ全体で共有させていただいております。</p> <p>これに伴い、J.P. モルガンの日本拠点であるJP モルガン・チェース銀行東京支店、JP モルガン証券株式会社およびJP モルガン・マンサール投信株式会社においても、AMLに係る顧客情報の管理のために、お客様情報を共有することがございます。もとより、金融商品取引法令によるお客様の非公開情報の授受規制においては、法令等に基づく場合と内部管理に関する業務のために行う場合は適用除外（金商業府令153条1項7号チ・リ）とされておりますが、今般の措置につきご案内させていただく次第です。なお、今般の情報共有に際しましても、今後も引き続き法令を遵守して参る所存です。本件につき、ご質問やご不明な点がございましたら担当営業員までお問い合わせください。</p>

新	旧
<p><b>日本国債取引に関する重要なお知らせ</b></p> <p>お客様と弊社との間で約定したDVP決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提とした日本国債取引（売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいいます。））にかかるすべての決済について、<u>お客様と弊社の間で別段の明示の合意がなく、個別の取引の約定前までに、お客様から特段のお申出がない場合</u>、日本証券業協会の定める「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」及び「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に従ったフェイルチャージの支払等にかかる慣行（以下「国債フェイルチャージ慣行」といいます。）が適用されることについて同意したものとみなし、これに従った処理をさせていただきます。</p> <p>なお、お客様及び弊社は、一つ又は複数の国債フェイルチャージ慣行の対象取引についてフェイルチャージの請求を行わなかった場合においても、他の対象取引に関するフェイル</p>	<p><b>日本国債取引に関する重要なお知らせ</b></p> <p>お客様及び弊社は、お客様と弊社との間で約定したDVP決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提とした日本国債取引（売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいいます。））にかかるすべての決済につきまして、日本証券業協会の定める「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」及び「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に従い、フェイルチャージの支払等を処理させていただきます（当該支払等の処理につきまして、以下「国債フェイルチャージ慣行」といいます。）。</p> <p>なお、お客様及び弊社は、一つ又は複数のフェイルチャージ慣行の対象取引についてフェイルチャージの請求を行わなかった場合においても、他の対象取引に関するフェイルチャージの請求を行う権利を放棄したとはみなされません。</p>

チャージの請求を行う権利を放棄したとはみなされません。	
-----------------------------	--

新	旧
<p><b>一般債取引に関する重要なお知らせ</b></p> <p>お客様と弊社との間で約定した DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、一般債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提とした一般債の売買取引（現先取引を除きます。）<u>にかかるすべての決済について、お客様と弊社の間で別段の明示の合意がなく、個別の取引の約定前までに、お客様から特段のお申出がない場合、日本証券業協会の定める「一般債の振替決済に関するガイドライン」及び「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に従ったフェイルチャージの支払等にかかる慣行（以下「一般債フェイルチャージ慣行」といいます。）が適用されることについて同意したものとみなし、これに従った処理をさせていただきます。</u></p> <p>なお、お客様及び弊社は、一つ又は複数の一般債フェイルチャージ慣行の対象取引についてフェイルチャージの請求を行わなかった場合においても、他の対象取引に関するフェイルチャージの請求を行う権利を放棄したとはみなされません。</p>	<p><b>一般債取引に関する重要なお知らせ</b></p> <p>お客様及び弊社は、お客様と弊社との間で約定した DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、一般債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提とした一般債の売買取引（現先取引を除きます。）について、日本証券業協会の定める「一般債の振替決済に関するガイドライン」及び「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に従い、フェイルチャージの支払等を処理させていただきます（当該支払等の処理につきまして、以下「一般債フェイルチャージ慣行」といいます。）。</p> <p>なお、お客様及び弊社は、一つ又は複数のフェイルチャージ慣行の対象取引についてフェイルチャージの請求を行わなかった場合においても、他の対象取引に関するフェイルチャージの請求を行う権利を放棄したとはみなされません。</p>